

令和3年第1回士別市議会臨時会会議録

令和3年 1月21日（木曜日）

午前10時00分 開会

午前11時22分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告1号 専決処分の報告について（令和2年度士別市一般会計補正予算 第15号）

日程第 3 議案1号 士別市安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案2号 士別市いきいき健康センター条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案3号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第 6 議案4号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第 7 議案5号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第16号）

議案6号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案7号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案8号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）

議案9号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第8号）

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会
生涯学習部長

鴻野弘志君

病院事業者
副管理

三好信之君

市立病院
事務局長

加藤浩美君

事務局出席者

議会事務局長

穴田義文君

議会事務局
総務課長

岡崎浩章君

議会事務局長
総務課副

前畑美香君

議会事務局
総務課主任主事

駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長(松ヶ平哲幸君) 令和3年第1回臨時会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本臨時会の会議録署名議員には、2番 真保 誠議員、3番 苔口千笑議員、4番 村上緑一議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第1号 専決処分の報告について(令和2年度士別市一般会計補正予算 第15号)

議案第1号 士別市安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例について

議案第2号 士別市いきいき健康センター条例の一部を改正する条例について

議案第3号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第4号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第5号 令和2年度士別市一般会計補正予算(第16号)

議案第6号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算(第8号)

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

工事請負契約の契約金額の変更について

3. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
R2.12.18	コロナ禍による地域経済対策を求める意見書	R2.12.18	内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 牧野 勇 司 副市長 相山 佳 則

総務部長 中館 佳 嗣 市民自治部長 法 邑 和 浩

健康福祉部長 田中 寿 幸 経済部長 井出 俊 博

建設水道部長 千葉 靖 紀 朝日支所長 武田 泰 和

市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資源 堆肥化施設長	東川晃宏	会計管理局長	佐藤義弘
企画課長	大橋雅民	創生戦略課長	瀧上聡典
総務課長 兼新庁舎建設課長 (併)選挙管理委 員会事務局長	青木伸裕	財政課長 兼新庁舎建設課 庁舎整備管理監	丸徹也
こども・子育て 応援課長	藪中洋行	保育推進課長	東川由美
保健福祉センター 所長	松ヶ平久美子	いきいき健康 センター館長	菅井勉
農業振興課長	藤田昌也	畜産林務課長	徳竹貴之
商工労働観光課長	阿部淳	都市整備課長 兼新庁舎建設課 庁舎建築管理監	佐々木誠
施設管理課長	土田実	地域住民課長	庄司伸一
経済建設課長	岡田詔彦	保健福祉センター 副長	川原淳子
いきいき健康 センター副長	東海林優子	教育委員会 職務代理者	五十嵐紀子
教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志	病院事業者 副管理者	三好信之
市立病院 事務局長	加藤浩美	市立病院事務局 経営管理課長	池田亨
市立病院事務局 経営管理課 医事管理監	阿部也寸志	農業委員会 会長	飛世薫
農業委員会 会長職務代理者	保科隆志	農業委員会 事務局局長	藪中晃宏
農業委員会 事務局総務課長	林秀忠	監査委員	吉田博行
監査委員 事務局長	岡崎忠幸		

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	穴田義文	議会議務課 局長	岡崎浩章
--------	------	-------------	------

議 会 事 務 局
総 務 課 副 長 前 畑 美 香

議 会 事 務 局
総 務 課 主 任 主 事 駒 井 靖 亮

以上報告する。

令和3年1月21日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました、報告第1号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第15号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種開始に向けて、先般、国から自治体が準備すべき主な事項やスケジュール等の概要が示されたところであり、本市においてもシステム改修やクーポン券の作成等が急務となったほか、2月下旬にも医療従事者へのワクチン接種が開始される見込みとなったことから、早急に接種体制を整備するため、1,069万7,000円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月7日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源については、国庫支出金の特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、本事業については、接種に係る費用を国が全額負担するものであり、国の第3次補正予算における配分について、予算の成立後、財源振替を実施する予定です。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） ただいま提案のありましたワクチン接種について、国は12月に改正法施行ということで、現在報道ベースでお聞きしているところであれば優先接種、医療従事者、65歳以上高齢者、基礎疾患のある方ということで、国内で約5,000万人の優先接種の位置づけがされているところがあります。

そこで、本市においてはただいま1,000万円ほどの専決ということでもありますけれども、医療従事者やまた施設の高齢者ということで説明があったと思うのですけれども、全体、これからどんどん対象者が拡大していくということであろうかと思っておりますので、例えば今現在国が示している優先接種者が、本市においてはどれくらいの方がその対象になるのか、また接種場所がどこであるのか、さらにはスケジュールについて全体像、概要で結構ですので、現時点で押さえている部分をお知らせいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 松ヶ平保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（松ヶ平久美子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の、まず体制とか接種場所についてですが、こちらはワクチンの特性等もありまして、1回の容器から複数回分の接種というところで、無駄が出ないように1会場で100人単位くらいの接種で実施できるように指示というところもありまして、まず保健福祉センターを中心に集団接種の実施を考えております。

現在アメリカのファイザーがワクチンの承認申請を提出しておりまして、2月の15日くらいに承認が下りるような報道も今されているところですが、まず早期に接種ができるように市町村で体制整備を行うようにということで、2月下旬くらいから医療従事者への接種を予定しているというところで伺っておりまして、3月中旬までに、まず市町村としては65歳以上の方にクーポン券というものを発送しまして、その準備というところで現在健康管理システムの改修ですとか印刷に向けての準備というものを進めております。医療機関との調整も行いながら、3月末頃から予定されている高齢者への接種に向けて今人員体制の確保を進めているところです。

クーポン券の発送については、国の指示で順次行っていくようなところになっておりまして、現在はまず高齢者ということになっております。まず、ワクチンの確保に限りがあるというところから、国が接種順位と接種時期というのを順次公表されていくことになりますので、まず医療従事者の方が1番目、次に65歳以上となる高齢者、基礎疾患を有する方、次、高齢者施設等への従事者、60から64歳の者というように、ほかの方はその後というようなところで、ファイザーに関しては当面16歳以上の方を対象ということになっておりますが、医療従事者の方、国のほうで算定方法というのが例示されておりまして、総人口の3%というところから本市としてはまず544人を想定しております。高齢者は現在1月1日付で基準日となっておりますので、約7,400人。高齢者施設等の従事者、これが総人口の1.5%というところで例示されているところから、272人というようなところを想定して準備を進めているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） それで、今回報告のありました予算額についてですけれども、ただいま提案の中では今後の財源振替という話もありましたが、国がこの接種費用については全額国が見るよということでありますけれども、現時点で今回の専決となっている予算額でいけば、1,000万円に対して国費が650万円。残りについては財政調整基金を活用した、いわゆる一般財源ということになっています。これはきっちり全額国でということになるのかということについて、改めて確認をさせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今回、このワクチン接種に関連する費用につきましては、提案説明でも申し上げたとおり全額、基本的には国庫により財源負担という形になります。今回の考え方といたしましては、まずワクチン接種費用につきましては、国が予防接種法による負担を全額実施するという形になっておりますので、この分については全額国費で対応させていただいております。

それと、もう1つ、ワクチン接種の体制確保に関連する諸経費につきましては、こちらは基本全額、こちらについても国費による財源措置ということになりますけれども、国の予算として現時点、この部分のうちの一部については、いわゆる国のほうの、令和2年度の予備費を対応しての財源措置という形になっております。しかしながら、その残り部分につきましては、今、国会の方で審議されています第3次補正予算、その内容で、今審議されている内容のものになりますので、その部分については予算の成立後、財源の振替をもって対応させていただくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 人数をお伺いたしますと、8,200人くらいがまず優先の人数ということで、2月中から随時ということになるかと思いますけれども、この後16歳以上については全員が打つということになりますけれども、こういった集団接種についてはこれくらいの規模でやるというのは本当はないかと思えます。私も経験ございませんので、現在、今調整は保健福祉センターを中心にされていると思うのですが、他自治体の報道などを見ると、旭川においても専任スタッフを5人、さらに今後10人プラスというような部分であったりとか、やはりほとんど全市民に打っていただくという大きな事業になるかと思うのですが、今後進めていく上で、現時点で課題として認識しているものがあれば、これは士別市だけが対応するのではなくて、自治体の課題があれば北海道あるいは国に対しても言っていかなければいけないと思えますので、このワクチン接種事業を成功させるために現時点、本市において課題と認識しているもの、あればお聞かせいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 松ヶ平所長。

○保健福祉センター所長（松ヶ平久美子君） ただいまの質問にお答えいたします。

課題といたしましては、やはり接種に当りまして医療従事者の方々の御協力がなければ進められないというところで、現在看護師等の募集を始めるという形になりますが、やはり御協力いただける方がどれくらいいらっしゃるかというところで、少し伺っている中でもずっと御協力いただけるという方はなかなかいらっしゃらないというところで、やはり確保が一番の課題かと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第3、議案第1号 士別市安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました、議案第1号 士別市安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

いまだ終息が見通すことができない新型コロナウイルス感染症について、その感染者や濃厚接触者、医療従事者等が心ない差別や偏見を受けるといった報道がなされているところであり、昨年12月21日には私からコロナ差別禁止の宣言を発出したところです。

そこで本改正は、本市においてもこうしたことが起こることがないように、人権に配慮し、差別や偏見等のない環境と、最大限の感染防止策を行うことを市民と市が協働して推進するため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第4、議案第2号 士別市いきいき健康センター条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長(田中寿幸君)(登壇) ただいま議題となりました、議案第2号 士別市いきいき健康センター条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

現在、いきいき健康センターの休館日については、健康長寿推進施設が12月29日から翌年1月3日までの6日間で、入浴施設ぷらっとは12月31日から翌年1月3日までの4日間となっています。また、開館時間については、健康長寿推進施設は午前9時から午後5時まで、ぷらっとについては木曜日以外は正午から午後8時までで、木曜日は正午から午後4時までとなっています。

この度、士別市財政健全化実行計画における公共施設の最適化の検討により、令和3年度からぷらっとを含め月曜日も休館とすることとし、ぷらっとの開館時間を午後1時から午後8時までに変更するものです。

なお、この変更によって年間約570万円の経費節減を見込んでいるところです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第5、議案第3号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長(田中寿幸君)(登壇) ただいま議題となりました、議案第3号 損害賠償の額を定め和解することについて、その概要を御説明申し上げます。

本件は、平成13年5月17日、市立保育所の戸外保育のために訪れた弥生緑地公園において、当時1歳9か月の原告が円筒形の昇降遊具に登ろうとした際、遊具から転落し頭部を地面に打ちつけたことにより生じた損害に対して、令和元年10月17日に旭川地方裁判所名寄支部に訴えの提起のあった損害賠償請求事件において、このたび当事者間で協議が整ったため、損害賠償の額を定め訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

損害賠償の額は9,987万3,828円と定め、市は原告に対し損害賠償金として、既払金を除き9,600万円の支払義務があることを認め、これを支払うものとし、和解をしようとするものです。

なお、この損害賠償金については本臨時会において予算を上程し、その財源として全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されるものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第6、議案第4号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） ただいま議題となりました、議案第4号 損害賠償の額を定め和解することについて、その概要を御説明申し上げます。

本件は、平成26年8月19日、原告の親族が士別市立病院で入院加療中に死亡したことに関し、診療上の注意義務違反、説明義務違反があったとして士別市に対し3,080万円及びこれらに対する遅延損害金の賠償を求め、28年3月29日に旭川地方裁判所へ訴訟を提起したものです。

令和2年3月19日に、説明義務違反により原告の自己決定権が侵害されたとする弁護士費用、慰謝料として110万円および年5分の利息を支払うよう判決が出されましたが、原告はこれを不服とし、2年4月1日に札幌高等裁判所に控訴したものであります。

同年11月24日に、高等裁判所より控訴棄却の上、解決金200万円で和解勧誘があり、このたび当事者間で協議が整ったため、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、この損害賠償金については、本臨時会において病院事業会計の予算を上程し、病院賠償責任保険から全額補填されるものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第5号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第16号）、議案第6号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第9号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第8号）、以上5案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました、議案第5号 令和2年度士別市一般会計

補正予算(第16号)から議案第9号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算(第8号)について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、損害賠償請求事件の和解に伴う損害賠償金等のほか、指定管理者の指定及び公用・公共用施設等の維持管理業務委託などに関する債務負担行為の追加など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明申し上げます。

初めに、民生費です。保育所一般行政経費では、先ほど議決をいただきました議案第3号に関連して、訴訟上の和解に伴い、既払金を除く損害賠償金及び弁護士委任費用、合わせて9,760万8,000円を計上しました。なお、これに要する財源については、全国市長会学校災害賠償補償保険金の特定財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、債務負担行為の補正についてです。現在、指定管理により管理運営している15施設のうち、今年度で指定管理期間が満了する9施設について、日向森林公園及び農畜産物加工体験交流工房の2施設については、指定管理によらない手法での管理を行うこととし、市営牧野大和牧場ほか6施設については、財政健全化実行計画に基づく見直しを行う中で、新年度に向けた指定管理者の選定手続きを行うため、所要の措置を講ずるものです。また、公用及び公共用施設等の維持管理業務委託等については、財政健全化実行計画に基づき包括発注方式の導入や機械警備業務等の見直しを行う中で、事前に契約し円滑に業務を遂行するため、同様の措置を講ずるものです。なお、指定管理者の指定については、今後、審査委員会での選定結果を踏まえ、令和3年第1回定例会において提案する予定であります。

次に、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計並びに水道事業会計について申し上げます。各会計ともに、施設の維持管理業務委託などについて事前に契約することにより、年度当初から円滑に業務を行うため、債務負担行為の追加措置を講ずるものです。

次に、病院事業会計について申し上げます。先ほど御審議の上、議決をいただきました議案第4号に関連して、訴訟上の和解に伴い本市が原告に対して支払う解決金として200万円を計上しました。なお、これに要する財源については、病院賠償責任保険金の特定財源をもって収支の均衡を図った次第です。

続いて、債務負担行為の補正についてです。各会計と同様、施設の維持管理業務委託などについて事前に契約し、年度当初から円滑に業務を行うため、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川議員。

○6番(西川 剛君) 議案第5号、令和2年度士別市一般会計補正予算(第16号)についてお聞きいたします。

この補正については、ただいま説明ありましたとおり指定管理の指定に関わる債務負担、あるいは4月からの施設管理に関わる委託に関する債務負担行為ということで説明をいただきました。来年度、令和3年度からの部分でありますので、財政健全化実行計画、これによる公共施設の最適化と管理経費の10%削減などが見直しの要因として、見直され結果が、今回ただいま提案のあった債務負担行為額だと認識をしています。債務負担行為なので、今後の予算額についてはということは確定はしていないというか、同額ではないというのはもちろん承知をしておりますけれども、指定管理でいけば実際に管理を受けていただいている事業所が公募によって変わることはないでしょうし、またそういう意味では、指定管理についてはほぼ同額が年度協定されて支払われるということだと思えますし、管理委託の部分については積算額ということで、この後見積合せや入札を行えば、これがこれより下回

っていくんだと、こういう認識の中でお伺いをしています。

額としてはそれぞれ議案にあるのですけれども、今申し上げた財政健全化との関係でということでお伺いします。指定管理、それから委託の部分の債務負担行為額、これが財政健全化計画でいけば一般財源ベースでそれぞれ令和3年度の効果額に入っているのですけれども、そういった視点でいくと令和3年度の効果額、いわゆるいくら下がっているのかという部分で数字を教えてくださいなと思えます。

なお、いきいき健康センターの提案の中では年間570万円と先ほど説明もありましたので、そういった視点で、財政健全化実行計画における効果額としてはいくらなのかということをお知らせいただければと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、財政健全化実行計画の部分との関係性ということで今回の債務負担行為の限度額の設定の部分でございますが、こちらについては実行計画の中でまずお示ししました効果額、こちらについてはあくまで今の現状の予算という部分でございますけれども、達成できるものということで考えてはおります。その中で、効果額についてでございますけれども、まず、今事前に配布させていただきました資料でいきますと、指定管理料の対前年比の部分と計算いたしますと、対前年の部分との比較で言えば6.7%減の800万円程度減額という形になっております。

また、もう一つの公用・公共施設の維持管理、業務委託、この部分につきましては、一般会計ベースで言いますと対前年度比8.4%、金額にいたしまして約1,980万円。全会計で申し上げますと、7.2%減の3,650万円程度の減額という形になっております。こちらについては、予算編成方針、ここについては、委託料については原則前年の10%減ということをお示ししておりますし、また先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、財政健全化実行計画においては委託関連の部分といたしましては歳出の抑制、それから公共施設の最適化、包括発注、あわせて約5,000万円程度を効果額という形で見込んでおりますが、この部分との数字の整合性ということで見ますと、現状としては先ほども申し上げたとおり数字上は達成できていないような状況には見えます。

しかしながら、今回一般会計の業務の中で、具体的には一般廃棄物収集業務になるのですけれども、こちらにつきましては委託料としては増額という形になるのですけれども、事業の総体の効果額ということでは一定の効果を生んでいるものでございます。具体的には民間活力を活用させていただいて委託業務を増やすことで、今回会計年度任用職員、退職迎える方がいらっしゃるわけですが、その方の分を不補充することで全体経費としては約2,000万円程度落ちている形になりますので、その部分を加味してこの効果額を見込んだ場合、一般会計では13.4%減の約4,800万円程度の減額を見込んでいるものでございますし、全会計ベースで見ても10.3%減の6,400万円程度の減額を見込んでいるものでございます。

また、一般財源ベースというお話もありましたけれども、基本的にはこちら単独事業ということになります。ただ、特定財源ということで使用料・手数料等各事業ごとに振り分ける形になりますが、ちょっとこちらのほう、現時点では予算編成中ということもあり、基本的にはその見合いの部分は減額が可能なものとして考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 説明いただいた部分を、再確認をさせていただきます。

健全化計画でいくと、今回債務負担で提案されているものは効果が発生するのが約5,000万円のところを、清掃の委託等の部分で膨らんでいるけれども、その膨らんだ部分を差し引きすると4,800

万円くらいの効果額が出ているという、こういうことでよろしかったでしょうか。再度確認させてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

現時点で言えば、先ほどの全体の見合いで言えば、2,000万円の部分含めてですけれども、4,700万円程度の効果を見込んでいるのですが、今後委託料、あくまで今、債務負担行為の部分のみということになりますので、それ以外の部分も含めると十分5,000万円という効果額は見込めるものとして考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽議員。

○13番（大西 陽君） それでは、関連いたしまして指定管理施設のいわゆる限度額の見直しについて、各項目ごとに現時点の考え方を伺いたいと思います。

まず、市営牧野大和牧場、これは前年比249万円の限度額の減額ということであります。項目が4項目あって、牧区の削減や業務体系の見直しによる臨時職員の削減と、それから牧区数の見直しによる施肥量の削減。さらに、施肥体系の見直しによる石灰散布の業務追加、その他運営経費の見直しということですが、それぞれの額についてお聞きしたいと思います。

次に、サイクリングターミナル、前年比593万5,000円の減額を見込むということですが、上期の営業をもっていったん休止の上、抜本的な見直しを図るとしております。見直しについて、現時点の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、日向保養センター、対前年比59万6,000円の減額となっております。これは照明のLED化、あるいは高圧電力供給事業者変更による減額を見込むと。それぞれの反映額を確認をさせていただきたいと思います。

それから、スポーツ合宿センター、対前年比743万8,000円の増額ということになっています。この要因は、コロナの影響による著しい売り上げ減で、収支の均衡を図るために指定管理料の増額が避けられないということになっています。これについて、各施設も同じような状況にあるわけですから、日向保養センター、羊と雲の丘観光含めてどういう整合性で考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。さらに、今後の施設のあり方として令和3年度中に検討をするということで、どういうことを想定されているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど触れました羊と雲の丘観光施設、対前年比49万5,000円の減額。これは営業時間の短縮等による経費の圧縮を行うと。さらにコロナの影響による著しい売り上げ減少が見込まれ、指定管理料の削減は困難だということですが、一方で49万5,000円の減額で、削減が困難だと。この整合性について確認をさせていただきたい。

さらに、日向森林公園、これは全額96万3,000円、現行の金額ですが、バンガローの休止を前提に関係団体等と協議中と。この関係団体等という中身、どういう団体と協議中なのかお教えいただきたい。さらに、指定管理の再指定を行わないで草刈り等の業務委託に切り替えを予定しているということですが、現時点で業務委託料をどの程度お考えなのか、含めてお伺いをしたいと思います。

それから、農畜産物加工体験交流工房、いわゆるの一むですけれども、今受託を受けている指定管理者が高齢化により辞退をされる。いつの時点で辞退の申し出があったのか。さらに、指定管理の再指定は行わないという考え方であるようです。施設のあり方について早急に検討を進めるという考え方のようですが、この検討の内容について、現時点のお考えをお聞かせいただきたいと思

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 今出されました指定管理施設のうち、畜産林務課関係分について答弁させていただきます。

まず、市営牧野大和牧場、前年対比 249 万円の減という形の中でのその内訳ということでありますが、一番最初にあります牧区の削減や業務体系の見直しによる臨時職員の削減等ということで、金額といたしまして 438 万 5,000 円。

続きまして、牧区を削減するという事になっての、まく肥料の削減、量を減らすということで 81 万 2,000 円の減。改めまして費用体系の見直し、これまでなかなかやれてこなかった、使う牧区に対する土壌改良剤の投入ということで、石灰を散布をするということで、この石灰の代金と、あとこれを、石灰をまく重機のリース代金ということでプラス 298 万 7,000 円。また、その他の運営経費の見直しということでマイナス 28 万円ということで、トータル 249 万円の減と見ております。

続きまして、日向保養センターの照明の LED 化と高压電力供給事業者の変更ということでありますが、まず LED 化によります減額が、22 万 8,000 円の減。高压電力供給事業者の変更による減については 36 万 8,000 円。合わせて 59 万 6,000 円であります。

続きまして、日向森林公園についてであります。バンガロー休止を前提とする関係団体との協議ということにつきましては、JA 北ひびきと日向温泉市民サポート会議のほうとの協議を行っております。また、指定管理の再指定を行わず、草刈り等の業務委託ということにつきましては、これまでバンガローについては有料ということでしたので、その料金徴収業務に当たるということで人件費等を見ていましたが、季節ごとの草刈り、また冬のあずまや等の雪下ろしということで、時期的なものということもあまして、指定管理ではなく業務委託のほうに切り替えたというところあります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） 私のほうからは、商工労働観光課関連の施設についてお答えさせていただきます。

まず、めん羊工芸館です。めん羊工芸館につきましては、今回改善をするのに当たりまして圧縮できる経費があるかというところを考えたところ、光熱水費を圧縮することが可能と考えまして、光熱水費を圧縮をさせていただきました。その圧縮した分に関しましては、売り上げ目標を高く設定することで指定管理料を圧縮できるのではないかと考えまして、私どものほうではこの光熱水費を圧縮させていただきましたところ。

続きまして、サイクリングターミナルについてです。サイクリングターミナルにつきましては、ここ数年ずっと赤字が続いている施設でありました。今年度に限ってお話をさせていただければ、新型コロナの影響を受けて、その赤字額も大きく増えるということもあります。ほかの宿泊施設も同じような影響を受けているというようなことを考えたときに、このサイクリングターミナルをこのまま継続して実施するのがいいのかどうなのかというような検討をさせていただいて、まずは今期の上期の営業をもっていったん休止をして、このサイクリングターミナルをどうするかといったところを検討していきたいと考えているところです。

続きまして、スポーツ合宿センターです。スポーツ合宿センターにつきましては、今回圧縮できる経費というところで、例えば人件費であるとか、そういったところを圧縮させていただきました。ただ、今回人件費、それからそれに伴う事務費であるとか、そういったものを全て圧縮をさせていただいた結果、支出の分で 25% の圧縮は可能だったのであります。今回のコロナの影響で、今現在、宿泊、宴会、それからお風呂、全てのサービスにおいて 3 割減というような現状になっております。

来年度、このコロナの影響が大きく変わるというようなちょっと想定ができませんので、この3割減というところを考えたときにどうしてもこの経費の圧縮以上の収入の減が大きく見込まれることから、今回増額ということになった次第です。

今後の施設のあり方についてなのでありますけれども、過去にも平成27年に株式会社翠月が経営改善プランというものを立てて、少し経営が見直された部分もあります。ただ、今回新型コロナウイルスの影響を受けた部分も含めて再度翠月と、それから市と一緒に新たな経営改善プランをちょっと立てていくというような話をしているところです。こういった経営改善プランを立て、早急に実施することで、まずは影響を最小限に食い止めることを想定して見直しを検討していきたいと考えているところです。

続きまして、羊と雲の丘観光施設です。羊と雲の丘観光施設につきましては、もともと累積赤字があって、経営を切り詰めた中で実施をしてきた中で、今回経費を削減するところがちょっと可能かどうかというところでいろいろと見直しを図ってきたところではありますが、今回見直しのできたのが光熱水費、それから事務費の部分がちょっと精いっぱいというような状況でありましたので、営業時間の見直しをすることによってもう少し圧縮ができないかと考えたところです。ただ、羊と雲の丘観光施設につきましては観光施設ということもありますので、夏季営業と冬季営業に分けて考えております。夏季営業は今までどおり9時から8時まで。それを、冬季営業につきましては9時から15時。これは、予約時を除いてこの時間で運営をしていきたいと考えているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 私のほうから、農畜産物加工体験交流工房の受託の辞退の経過について、まず御説明をさせていただきます。

昨年4月に、定期総会時におきまして口頭での指定管理の継続が難しいといったお話を受けております。また、その定期総会の中では、会員からまだ指定管理についてはできるのではないかとといったようなお話もあったものですから、会員の中でまだお話が固まってないというようなお話がありましたので、いったんお持ち帰りをしていただいて運営協議会の中でお話をさせていただくといったことになりました。8月に入りまして、その指定管理の関係につきましてどのようなお話になりましたかといったようなお話し合いを持ったところです。その中で、まだ会員の中で方向性が定まっていないといったようなお話だったものですから、9月に入ってからお話を決定したいといったようなことでお話をいただきました。9月に入りまして、正式に会の会員さんが数名離脱するといったようなこともありまして、会自体の存続もなかなか難しといったようなお話から、今回指定管理のほうは受けられないといったような話を受けたところです。

次に、施設のあり方等についての検討の進め方についてでございますが、現在部内におきまして施設の利用実績、また今後の施設にかかります維持管理経費等を勘案しながら、今後の施設の在り方について今検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 何点か確認をさせていただきますけれども、まず大和牧場なんですけど、一番大きいのは牧区の削減で臨時職員の削減をすると、430万円余り削減になるということでもありますけれども、牧区を削減して職員が削減できるかどうか、これは疑問なんですね。一つは、それぞれ牧区を担当して張りつけているわけではないので、全体を運営として臨時職員の皆さんにお願いをしているということですから、現実的には削減ができるかどうか、これは疑問であります。特に、畜主から財産である生き物、家畜を預かっているわけですから、相当注意をして管理をしなければならない、事故

があったら大変ですから。そういう意味では、人を、職員を減らすというのは限界があるのではないかと思います。

もしこれが、削減が難しいということになって、従来どおり、あるいは大きな削減ができないということであれば、この限度額 249 万円が、限度額がこれで達成しないという場合は、今、現状指定管理者とどういう協議をされているのか。例えば、その時はまた債務負担行為の補正も含めて考える等々の協議があるのかどうか。この点、確認をしたいと思います。

それから、サイクリングターミナルの抜本的な見直しを図ると書いてありますけれども、見直しをするんだということで答弁いただきました。現時点でどのように見直しをするのかということをお聞きしているので、再度具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、日向保養センターですけれども、LED化なり電力量の効果が予定どおり達成できればいいのですけれど、これが達成できない場合については、先ほど、大和牧場と同じように現指定管理者とどのような協議をしているのか。その時には、また補正等々で対応するという協議もあるのかどうか、これを確認したいと思います。

さらに、スポーツ合宿センターなり、羊と雲の丘観光について、コロナの影響を受けて増額なり、指定管理料の減額は難しいとしていますけれども、これは当然民間の施設も含めて、それから市が設置している施設も含めて同じような環境ですから、この整合性を、確認をさせていただきたいという質問なんですけれども、再度この整合性をどのように考えているのか。

それから、最後にの一むですけれども、お聞きすると指定管理受託を辞退すると言って3月までは約6か月。4月から当然令和3年度の新年度に入るわけですけれども、この間、この施設をどうするのか、これだけの期間があれば方針を固めることは可能だと、不可能ではないと思います。そういう意味では、3月末までに、いわゆる新年度に間に合うように、在り方について検討ができるのか。その辺を、再度確認をさせていただきたい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず市営牧野大和牧場についてであります。牧区の削減、それに対する業務体系の見直しによる臨時職員の削減というところでありますが、現在大和牧場につきましては、実際に稼働している牧区数については47牧区あります、令和2年度までについては、500町の面積があるところ、この令和2年度の中でJAのほうとも随時協議をしてまいりました。また普及センター等々を含めて草地の状況なんかも確認をいただきながら、牧区数については、令和3年度からについては受入頭数を750という頭数で見て、牧区については39牧区、広さにつきましては400町でやっていけるのではないかとこのところで、改めてじゃあそこに携わる職員数というところで協議をしていながら、8人から7人という形で1人削減をしてきているというところでございます。

次に、日向温泉についてであります。このLED、高圧電力供給事業者の変更というところにつきましては、日向温泉だけの変更ではございません。これまでも事前に別なところで、各施設でLED化になったり、業者の変更等々が出てきている中での、実績も含めてというところでもありますので、この額についての減額については間違いないだろうと考えているところであります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私からターミナルの関係でお答えさせていただきます。

先ほど担当のほうからも説明ありましたとおり、サイクリングターミナルにつきましては夏季と冬季、それぞれ利用者数がいろいろとありまして、夏季については合宿者が多い、また冬季については利用されるのが企業、または一般の方が多いという状況があります。こういった中で、今のコロナ禍

の中で非常に影響が大きい、または過去の収支の状況、バランスを見ても、この施設がこのままの状況でいいのかどうかというようなことについては公共施設の最適化、それから財政健全化、そういったような中での議論ということになります。今、今後の一旦休止の上というような中身でどのような見直しを図るんだ、考え方はどうなんだというようなところになりますが、やはりここについては、当然廃止ということも視野に入れながら、これはいかざるを得ないのではないかなと思っております。ただ、士別市においては合宿のまち、または企業誘致をしているまちというような中で、それではここを、例えば仮に廃止した場合にどういった代替があるのか、そういったところも含めて考えたときに、やはりここは残すべきだということになれば、それは当然そういうことになるでしょうし、そういった意味で今後の考え方というのを、今後早急に検討しなければならないというようなことでのこの記載ということになっております。

それと、もう一点、先ほど翠月と日向温泉、また羊と雲の丘観光の施設との考え方ですけれども、これはどこも同じような考え方で、財政健全化の中でいくと、やはり歳出経費削減を同じように考えて、同じように内容を精査していただいたというような中身です。それに伴って、収入についてはやはり翠月のほうが年間の収入減が非常に大きいというようなことから、こういったような結果になったということでありまして、特に整合性が取れていないとは考えているところではありません。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） スポーツ合宿センターについて答弁申し上げます。

民間との整合性という部分なのでありますが、今回のこのコロナ禍において、すべての宿泊事業者は厳しい状況であるというようなことは、お話は伺っております。合宿も減っている現状、それから一般の方が泊まりに来ないというような現状を聞いております。ただ、G o T o トラベルでいったんは持ち直したというようなお話も聞いておりましたが、この第3波で一気に状況がまた変わったというような状況も聞いておりまして、民間も含めて状況についてはどこも同じ、厳しい状況であるとは考えております。ただ、今回は指定管理の施設ということでもありますので、指定管理という部分でいけば、今回については増額が避けられないのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 農畜産物加工体験交流工房の、の一むの関係です。

3月までに結論というようなことですが、この施設についても先ほど担当のほうからもありましたとおり、利用人員については当初1,000人であったものが現在600人台くらいまで減少しております。また、同じように士別市内で朝日地区において、農産加工施設という同じような施設がございます。こちらの施設も、同じようにの一むが建設当初、同時期ですけれども1,500人以上利用者がいた状況があります。ただ、こちらのほうも現在880人程度ぐらまで右肩下がりで下がってきている状況です。

こういった中で、利用者の方々が、どういった方々がそれぞれの施設を利用しているのか、そういった内容も精査をしながら、今後の一むにおいてもこのまま施設を継続するのがいいのか、その辺は当然農畜産物加工、朝日の施設との役割をどうするのか、そういったところも含めて、これは当然予算が絡みますから、3月中とは言わずその前に方針は決めなければならないということになっていきますので、それまでにはきちっとした方針を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 指定管理施設について、シンプルにお伺いします。

指定管理者と、まだ3月末の期限があって新たに指定管理するかどうか分かりませんが、現行の指定管理者が継続して運営するという前提でお話をさせてもらおうと、この見直しについて、これが達成できなければどうするんだということは、当然、指定管理者のほうとして心配で、協議の中で出てくるんだと。その時に、達成できない場合はこうすると、達成できなくてもあくまでもこうなんだと言うのかどうか、この点確認をさせていただきたい。

それから、指定管理者というか、私の記憶ではスポーツ合宿センター、羊と雲の丘、いわゆる3セクによって経営されていますけれども、ここはコロナの影響によって増額が避けられない。あるいは指定管理料の削減は困難ということで、明確に方針として考え方を示しておりますけれども、関連施設、特に日向保養センターも市の設置ですから、これとの整合性はどうなんですかということでお聞きしているので、この点明確に答弁をいただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 日向保養センターの指定管理料についてということで、お答えをさせていただきます。

羊と雲の丘ですとか翠月については、なかなか指定管理料の削減は困難というところでありましたが、日向保養センターにつきましても同様な形であります。令和2年度の決算見込み等々を見ましても、レストランの利用人数が大幅に今年度減っている。そしてまた、それ以上に宴会なんか減っているという現状の中で、その中でどういう形でいけるのか。なかなか削減については難しいというところで、基本的な考え方については昨年同額ということで、日向保養センターについては削減は難しい。ただし、先ほど御説明をさせていただきましたLED化、そして電力供給事業者の変更、この部分についてはLEDに変更されればそのまま料金が安くなるというところでもありますので、その分についてのみ削減を考えているというところでもあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 先ほど、指定管理料が不足した場合についての対応についてということだと思いますが、この点についてお答えいたします。

基本的に指定管理施設については、先ほど各課から答弁申し上げたとおり、指定管理施設についての基本的な要求水準、こういった部分を今回見直しを含めた中で、指定管理予定者と相互協議をした中で行っているものでございます。ただ、今後において、当然協定時に見込んでいなかった事情の変更ですとか、そういった部分で実際の指定管理料と乖離が生じた場合につきましては、現在リスク分担という形で、リスク分担に基づいて双方協議の上、不測の対応策の確認をし決めているところでございます。その中で、やむを得ず不足額について増額が必要と認められることがあった場合については、その場合については補正予算での対応という形になると考えております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一議員。

○4番（村上緑一君） 先ほど来、指定管理のお話がありましたけれども、大西議員より細かなことは聞いていただきましたので、私からは大和牧場に対してですけれど、やはりこういった臨時職員の見直し、また牧区の見直しということで、その中で今まで何百頭管理したかちょっと覚えていませんけれども、その中で、昨年同様酪農家から牛を預かって管理する中で、毎年同様の頭数を確保、管理できるのでしょうかということをまずお聞きしたいと思います。

次に、農畜産物加工体験工房についてですけれども、高齢化に伴う管理者、また加工をお手伝いしていただいている方の高齢化ということをお聞きしています。その中でも、やはり施設の在り方について早急に考えるということですが、やはり今上土別、朝日にも加工施設があります。そういっ

たことも含めまして、いろいろな知恵を出し合ってぜひ継続をしていただきたいということですが、今までどのくらいの利用者があるのかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 市営牧野大和牧場についてお答えさせていただきます。

先ほども御説明させていただきました新たに100町減らし、牧区数については47から39に減らしたので、令和3年度からの管理運営という形で考えております。頭数については、ここ何年間の平均の中で750頭というところで見えています。これについては、これを上回るということは基本的にはないだろうということで、現行の指定管理をしていただいているところとも協議をして出した数字であります。その中で、この750頭を維持していくという中での草地、牧区については、この39牧区でいいのではないかと。ただ、やはり一つ一つの牧区をより良く草地、改良していこうということで関係機関にもお願いをして、新年度については土壌改良剤であります石灰を、ほぼ新規という形の中で散布をしながら一つ一つの牧区、今まで以上に良い草地として管理をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） の一むの利用実績についてお答えをいたします。

直近の利用人数ですが、平成29年733人、平成30年727人、令和元年度は623人となっております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 最後に言いましたけれど、今後の施設のあり方についての今後の検討なんですけれど、そういった今の各地区にある加工施設も含めて、どういう運営を行って、またこの継続も含めて考えを持っているのか、運営に対してちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

先ほども少しお話をさせていただきましたが、同じ市の中に2つの施設を公共施設として持っている状況があります。朝日の実績の中身を見ますと、朝日地区の方だけではなくて、それ以外の士別市内の全域の方々も朝日のほうに行き、今も利用をされている現状があります。そういったところ、またはの一むの、今の使われている方々がどういった方々なのかということを見ますと、協議会の会員さんですとか、それ以外に一般の方だとかいろいろな方がいて、623人というような方々が使われているんですけれども、そういった利用状況を、それではこのままで、同じ施設を維持することでコストがかかるのをいかに削減ができるのかということも含めて、やはりここは考えなければいけないのではないかなと思っています。ですから、今村上議員言われるように、残すことは一番良いことだと私もそう思いますが、ただ今の状況から言いますとそれが最善の策かということそうではないというような判断になれば、やはりそれはどちらかに集約するのがいいのか、それともまた、例えば使っている期間をもう少し短くするのがいいのか、また週に7日ある日を5日にするのか2日するのがいいのか、そういったようなことも含めてやはり考えていかなきゃならないとは思っていますけれども、基本はやはり今のその財政健全化実行計画を基にどうしたらいいのかというのを最善に考えなければいけないということで検討していきたいなと考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君） 日向森林公園に絞ってお聞きしたいと思います。

ここの日向森林公園は、日向温泉とは一括でJA北ひびきに指定管理していただいていたと思うの

ですけれど、今回こっちの森林公園のほうは指定管理から外すということでした。それで気になったのは、まずはキャンプ場としての存続はどうなるのかということなのですが、お考えをまずお伺いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

日向森林公園につきましては、説明をさせていただきましたとおりバンガローについての休止ということだけでありまして、キャンプ場についてはこれまで同様。また日向保養センターのほうでお話させていただきました抜本的な見直しに向けてということについては、これまでもお話をいただいています日向保養センターと日向森林公園については一体として検討すると考えておりますので、今年度かけて今後のキャンプ場としてのあるべき姿については検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 財政再建との絡みで、こういうふうに言われているわけですが、他のキャンプ場は非常に盛況だという報告が、以前この議場でもありました。キャンプ場全体を、テントも含めて全面有料化するというような考えは一切なかったのですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

キャンプ場の利用料を有料化ということについては、現段階については検討をしておりません。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 本来は、3月の新年度予算審議でやりたかった話なんですけれど、今回こういうのが出てきたので、ちょっとお話をさせていただきますけれど、この9つの見直す施設のほとんどが、農業関係を除くと合宿宿泊施設、宴会施設、観光施設ということですよ。これは移動を伴っているところから合宿なんかに来て泊まっていくと。当然このコロナ禍で大打撃を受けているわけですよ。そんな中で経営もやはり縮小せざるを得ないと、そういう苦渋の選択もあるんだと思います。

ですから、このコロナ禍において、ここからはちょっと副市长よく聞いていただきたいのですけれど、地方創生総合戦略である合宿の聖地というのはちょっと一時封印せざるを得ないですよ。けど、移動を伴っても伸びているものって1つあるわけですよ。それがアウトドアですよ。この議場でも岩尾内のキャンプ場はもう道路にまでテント張って、芝生の部分からはみ出してテントを張るほど盛況だったという報告あったじゃないですか。だから私は、この合宿の聖地、こういうものを一時封印するけれど、じゃあ今年度、特に夏は士別としてはアウトドアの聖地として、やはりこういうキャンプ場なんかも含めてどんどん外に向かって発信していくんだというような姿勢があれば、もっと市民の反応も違うと思うんですよ。なんか安易に、やはりコロナ禍でもあるし財政も健全化しなきゃならないから全部縮小するんだということではなくて、今度できる道の駅を含めた交流施設も含めて選択と集中した上で、投資するところにはしていくと。そういう姿勢が大事だと思うんですよ。だから、この日向森林公園のキャンプ場というものについても、指定管理から外すことに別に異論があるわけではないですけれど、やはりこの一連の縮小路線というところとは別に、やはりアウトドア、これ伸びそうだから少しちょっと別枠で考えないかという姿勢が必要だと思うのですが、この辺、よければ副市长、御見解いただけないでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市长。

○副市长（相山佳則君） お答えいたします。

今、日向森林公園のキャンプ場の在り方に関わって、いろいろお話がございました。士別にはキャ

ンプ場としては日向森林公園もそうでありますけれども、水郷公園、あるいは岩尾内というところで、昨年はこのキャンプシーズンの中では、しずおさんでつくられたキャンプサイトもありますけれども、コロナ禍の中で、人との密を避けるという中において、非常にキャンパーが増えたという状況でございました。そういった中で、今有料化といったお話もございましたけれども、私どもとしても今後のキャンプ場のあり方を見据えたときに、そういうことも視点に置きながら、いかに管理をしっかりしとながら、そういった方々をお招きできるかということを考えていかないとならんと考えています。ただ、それぞれキャンプ場の立地の場所、あるいはいろいろキャンプ場ごとの条件がございますので、そういうことも勘案しながらこの日向森林公園について、とりあえず指定管理は外すわけでありますけれども、今課長がお答えしたとおりキャンプ場としての機能を維持するということでありますから、最終的にどういう方向性を見出すかということはいずれからになりますけれども、あらゆる方法を、視点を置きながらその結論を出していきたいなと思います。

それと、合宿の聖地一時封印というお話ございましたけれども、こういう時だからこそ受入側、来ていただける側が、いかにこのコロナを近づけないようにしながらそういった取り組みができるかといったことをしっかりやっていくことが、これまた合宿の聖地としての大きな使命だと思いますので、その点も含めて合宿の聖地として一段高みを目指してまいりたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第9号までの5案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

令和3年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時22分閉会）

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月21日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

署 名 議 員 真 保 誠

〃 苔 口 千 笑

〃 村 上 緑 一

令和3年第1回臨時会議決結果表

令和3年 1月21日 開会
令和3年 1月21日 閉会

議案番号	件名	議決月日	結果
	会期の決定について	1月21日	決定
報告 1	専決処分の報告について（令和2年度士別市一般会計補正予算 第15号）	〃	原案承認
議案 1	士別市安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案 2	士別市いきいき健康センター条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案 3	損害賠償の額を定め和解することについて	〃	〃
議案 4	損害賠償の額を定め和解することについて	〃	〃
議案 5	令和2年度士別市一般会計補正予算（第16号）	〃	〃
議案 6	令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案 7	令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案 8	令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案 9	令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第8号）	〃	〃